

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

医療法人 宏友会が開設する老人保健施設うららが行う指定訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のリハビリテーション職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ・事業所のリハビリテーション職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行う。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	老人保健施設うらら
所在地	〒999-8134 山形県酒田市本楯字前田127-2 電話番号 0234-28-3131
サービスの種類	訪問リハビリテーション
介護保険事業者番号	山形県第0650880024号
通常の事業の実施地域	酒田市の区域

(2) 職員の体制

管理者（医師） 1名（介護老人保健施設と兼務）
 作業療法士 1名（専従）
 理学療法士 1名（専従）

(3) 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日（但し、祝祭日、12月31日から1月3日を除く）
 営業時間：午前9：00～午後5：30

3. サービスの内容

利用者の機能訓練

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、以下の料金（各利用者の介護保険負担割合証に応じた介護保険サービス費）をお支払いいただきます。
 介護保険給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

基本報酬	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
訪問リハビリテーション	308円	616円	924円	1回(20分)につき※酒田市以外へは5%加算
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円	12円	18円	1回(20分)につき

※診療未実施減算 △50円（2割負担△100円・3割負担△150円）

上記の料金表の他、加算料金として以下の利用料金が加算される場合があります。

加算	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
リハビリテーションマネジメント加算イ	180円	360円	540円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213円	426円	639円	1月につき
医師が利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合	270円	540円	810円	1月につき
短期集中リハビリテーション実施加算	200円	400円	600円	1日につき ※退所日または認定日から3カ月以内の期間
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円	1回につき

(2) その他

①利用者は、居宅において、サービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

②利用金の支払方法

事業者は、毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、利用者は、当該合計額をその月の末日までに事業者へお支払いください。支払いの方法は銀行振込みを原則としますが、事情によっては現金での支払いにも対応いたします。施設職員にご相談下さい。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの申し込み

まずは、主治医にご相談ください。
訪問リハビリテーション指示書作成後、契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

(1)利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合

(2)利用者が死亡した場合

④その他

ア) 次の場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することが出来ます。

(1)事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2)事業者が守秘義務に反した場合

(3)事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(4)事業者が破産した場合

イ) 次の場合、事業者は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することが出来ます。

(1)利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、事業者が利用者に対し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

(2)利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難い背信行為・ハラスメント行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等を含む）を行った場合

6. 高齢者虐待の防止について

(1)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針整備、研修の実施、担当者の設置等必要な措置を講じています。

7. 衛生管理・感染予防対策について

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備、対応します。

8. 緊急時における対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、ご家族等へ連絡致します。

緊急連絡先について「利用申し込み書」に記載されている内容と同一の連絡先である

同一である

異なる

緊急連絡先	氏名	続柄／関係：
	電話番号	

9. 相談、苦情等の処理について

・相談・苦情に対する常設の窓口

担当責任者 老人保健施設うらら 矢島 慎也

(電話番号) 0234-28-3131

・苦情処理窓口は、上記の他公的機関にも設置されています。

(窓口) 山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス推進室

(電話番号) 0237-87-8006

(窓口) 酒田市介護保険課 事業管理係

(電話番号) 0234-26-5363

10. 当事業者の概要

名称・法人種別	医療法人 宏友会
代表者役職・氏名	理事長 矢島 恭一
本部住所	〒999-8162 山形県酒田市上野曽根字上中割73番地 電話番号 0234-27-3306
定款の目的に 定められた事業	上田診療所 介護老人保健施設うらら 居宅介護支援事業所 上田診療所 在宅介護支援センター うらら 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターうらら 訪問介護サービス うららホームヘルプサービス 認知症対応型グループホーム ほなみ 酒田市地域包括支援センター ほくぶ 通所介護事業所 デイサービス あい・たくせい 喀痰吸引等登録研修機関

11. その他

訪問リハビリテーションのサービス提供に当たり、利用者に対して契約書及び本誌面に基づき、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

住 所 山形県酒田市本楯字前田127-2

名 称 老人保健施設うらら（介護保険事業者番号：0650880024）

医療法人 宏友会

代表者名 理事長 矢島 恭一

電話番号0234（28）3131 FAX番号0234（28）3232

私は、契約書及び本誌面により事業者から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者（甲）

氏 名

連帯保証人

氏 名

（甲との関係 ）